

湯沢市森林経営管理制度  
経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定委員会要綱

(設置)

第1条 森林経営管理法第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 民間事業者の企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること。
- (3) 審査に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、6人以内とする。

- 2 委員は所管部課長及び担当職員をもって充てる。
- 3 市長は、必要に応じて、森林経営管理制度について優れた識見を有する者で職員以外のものを委員として委嘱することができる。
- 4 委員は、民間事業者が特定されるまでは公開しないものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める任務が終了するまでとする。

- 2 委託業者を選定した以降に、運営業務の内容等について意見聴取等を実施する場合は、必要とする期間までとすることができる。
- 3 委員に欠員が生じた場合には、補欠の委員を選任できるものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長の職務等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、最初に行う会議は、市長が

招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、全会一致で決するものとする。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させて、意見又は説明を聞き、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業振興部農林課林務班において処理する。

(守秘義務)

第9条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。